

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本

専用庭使用規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第18条に基づき、次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本専用庭使用規則（以下「使用規則」という。）を定める。

（用途）

第 1 条 専用庭は花卉や低木、芝生等簡単な植栽のために使用し、建物の外観や環境を損なうような使用に供してはならない。

（管理責任）

第 2 条 専用庭の植栽保守は、専用使用权を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。

（禁止事項）

第 3 条 専用庭では、特に次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐輪場としての使用
- (2) 塵芥等の焼却、焚き火、その他煤煙、臭気を発生させる恐れのある行為
- (3) 花粉や臭気により近隣に迷惑を掛ける恐れのある植物の栽培
- (4) 危険物の貯蔵
- (5) 原状を大幅に変更すること
- (6) その他特にワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人が禁止した行為

（使用規則の改廃）

第 4 条 使用規則の改廃は、管理規約第45条第2項に定める団地総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

（附 則）

第 1 条 この使用規則は、平成10年11月15日の平成10年度臨時総会（団地管理組合法人設立総会）において承認された時点より効力を発するものとする。

2 この使用規則は、平成16年9月26日の平成15年度(第13回)定期総会において一部改正し、同日より施行した。

- (1) 管理規約の改正に伴う引用条項の整合